

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。

それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、令和2年には新型コロナウイルス感染拡大の影響等で、自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は増加し、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目の平成28年に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に、地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう都道府県や市町村で自殺対策計画を策定することとされました。

こうした中、県においては、平成21年3月岐阜県自殺総合対策行動計画を策定、令和5年度末に第4期自殺対策行動計画を策定し自殺対策を推進しています。

また、本市においても平成31年3月に多治見市いのち支える自殺対策計画を策定し、自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、市民ひとり一人のかけがえのない大切な「いのちを支える」取り組みを推進してきました。第1次計画の令和5年度末終了に伴い、新しい「自殺総合対策大綱」（令和4年改訂）等を踏まえ、さらなる自殺対策推進のために「第2次多治見市いのち支える自殺対策計画」を策定するものです。

自殺対策は、生きることの包括的な支援として社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせています。本計画においても、SDGsの視点を意識し、様々な機関と連携のもと自殺対策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 自殺に対する基本認識

自殺のリスク要因

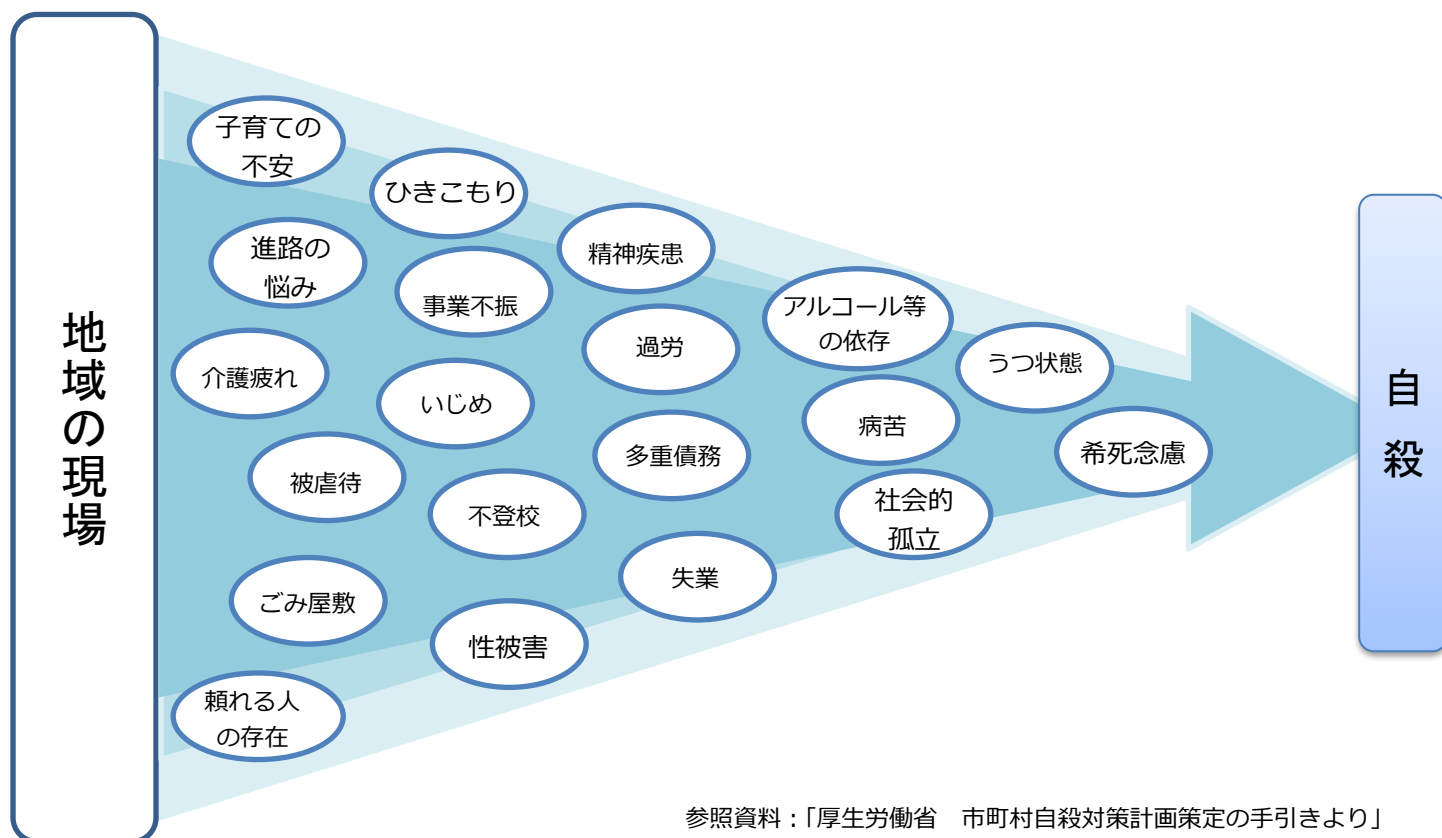
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、経済・生活問題、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が複雑に関係し、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」と言えます。

自殺は個人の問題でなく、防ぐことができる社会的な問題であるということを社会全体で認識する必要があります。

自殺の危機要因イメージ図

- ❑ 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- ❑ 複雑化・複合化した問題が最も深刻化した時に自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。

※「自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)」

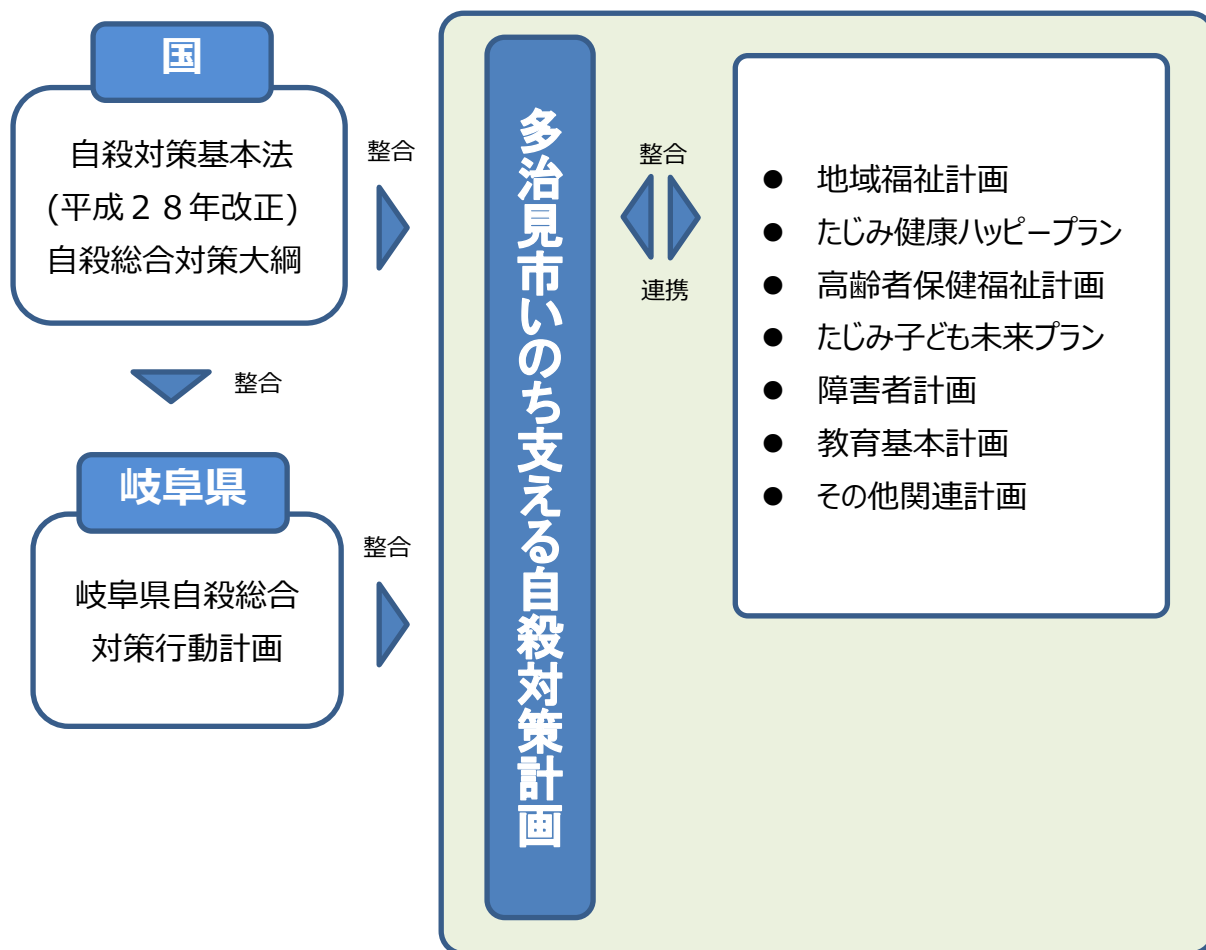


参照資料：「厚生労働省 市町村自殺対策計画策定の手引きより」

3 計画の位置づけ

平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

自殺の原因は、多くの要因が絡み合っており、その対策支援も関係する行政の取り組みと連携しながらまちづくりの最も基本となる「多治見市総合計画」や「多治見市地域福祉計画」等関係する他の計画との整合・連携を図りながら進めていきます。



4 計画の期間

令和6年度～令和10年度

この計画の期間は、自殺総合対策大綱が5年に1度を目安として改訂されていることから、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、この計画は、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱が見直された場合は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸事情の変化、施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。